

第1号：申出の受付状況 詳細データ（2025年度）

対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日

【法28条第1号関連】

【規則第18条第2項】

■ Q1-1: 受付経路別

受付経路	合計
一般ユーザー削除依頼フォーム	236870
弁護士・法務機関向けフォーム (対象期間：2025/7/10～2026/3/31)	213
合計	237083

■ Q1-2: 一般ユーザー削除依頼／申出理由別

申出理由	全件
不明	50
個人情報の記載	35331
業者からの宣伝	4645
連続投稿	24610
カテゴリー違い	30202
その他	66728
荒らし/連投/いたずら	67975
権利侵害（対象期間：2025/5/26～2026/3/31）	7329
合計	236870

対象期間：2025/7/10～2026/3/31

■ Q1-3: 弁護士・法務機関／依頼区分別（申出理由：権利侵害）

依頼区分	合計
送信防止請求	213
合計	213

第2号：法第25条の規定による通知の実施状況 詳細データ（2025年度）

対象期間：2025/5/26～2026/3/31

【法第28条第2号関係】

【規則第18条第3項第1号・第2号】

■ Q2-1:通知実施サマリー

項目	件数	備考
7日以内 削除通知（最終確定）	116	
7日以内 未削除通知（最終確定）	2125	
法第25条第1項ただし書に基づき通知しなかった場合、その理由		運営側で申請者の連絡先を取得していないため
7日超 削除通知（最終確定）	0	
7日超 未削除通知（最終確定）	0	
削除	33569	通知義務がないが、権利侵害（本人申請以外）を含む申請分で削除した件数
未削除	203301	通知義務がないが、権利侵害（本人申請以外）を含む申請分で未削除にした件数
未対応	0	
調査のため発信者の意見聴取をするときに該当するため、7日以内に通知できない旨を通知した件数	0	
侵害情報調査専門員に調査を行わせるため、7日以内に通知できない旨を通知した件数	0	
やむを得ない理由により7日以内に通知できない旨を通知した件数及びその具体的内容	0	
総件数	239111	

対象期間：2025/7/10～2026/3/31

■ Q2-2:（弁護士・法務機関）通知状況

依頼区分	ステータス	7日以内	7日超	計
送信防止請求	削除する旨を通知した件数	18	0	18
	削除しない旨を通知した件数	195	0	195
	合計	213	0	213

第3号：法第27条の規定による通知等の措置の実施状況 詳細データ（2025年度）

対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日

【法第28条第3号関連】

【規則第18条第4項第1号・第2号】

■ Q3-1: 発信者に対する通知等の措置を講じた件数（削除・アカウント停止の別、削除又はアカウント停止理由別）
停止理由は、荒らし行為や違反行為となります。

項目	# 件数
削除停止	0
アカウント停止（通知措置あり）	0
アカウント停止（通知措置せず）	3097
合計	3097

■ Q3-2 :発信者に対する通知等の措置を講じなかった場合、その理由（削除・アカウント停止の別）

理由	理由
削除停止	アカウント所有は2種類あります。auth認証とauth認証+本人確認による認証となります。 auth認証は、ログインに関わる処理の認証のみとなります。 この認証を受けているユーザーは、削除依頼フォームから削除申請が出来ますが、 ご自身に対する権利侵害の対応状況を通知で受け取ることができません。 ご自身に対する権利侵害の対応状況を通知で受け取るには、auth認証+本人確認による認証が必要となります。 削除停止の機能は管理機能上存在しません。
アカウント停止	アカウント所有は2種類あります。auth認証とauth認証+本人確認による認証となります。 auth認証は、ログインに関わる処理の認証のみとなります。 この認証を受けているユーザーは、削除依頼フォームから削除申請が出来ますが、 ご自身に対する権利侵害の対応状況を通知で受け取ることができません。 ご自身に対する権利侵害の対応状況を通知で受け取るには、auth認証+本人確認による認証が必要となります。 現時点では通知機能がございませんので、改修を検討します。

第4号：送信防止措置の実施状況 詳細データ（2025年度）
（同条第1号～第3号に掲げる事項を除く。）

対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日

【法第28条第4号関連】

■ Q4-1: 全投稿数

件数	# 件数
年度内レス投稿数	189651303

全ステータス別内訳:

ステータス別	件数
表示している投稿数	154862535
ユーザーが削除した投稿数	2813437
管理者が削除した投稿数	31975331
合計	189651303

■ Q4-2: 利用者からの通報を受けて削除/未削除の件数

申出理由	削除	未削除	合計
不明	0	50	50
個人情報の記載	1674	33657	35331
業者からの宣伝	721	3924	4645
連続投稿	1499	23111	24610
カテゴリ違い	9811	20391	30202
その他	10121	56607	66728
荒らし/連投/いたすら	9614	58361	67975
権利侵害（対象期間：2025/5/26～2026/3/31）	129	7200	7329
合計	33569	203301	236870

対象期間：2025年1月23日～2026年3月31日

■ Q4-3: 自らの探知による削除件数（AIアラート評価）

判定結果	件数	方法
削除	7275	機械学習による探知

■ Q4-4: 公的機関（裁判所を除く）による削除要請件数（要請理由別）

判定結果	削除	未削除	合計
捜査関係事項照会（送信防止請求）	3	3	6
法務省	52	44	96
合計	55	47	102

■ Q4-5: 裁判所による削除の判決又は決定の件数（申立て理由別）

判定結果	人格権	プライバシー権	名誉権	判決決定数
裁判所	11	2	2	15
裁判内容確認後、自主的に削除	9	2	1	

■ Q4-6: アカウント停止件数（アカウント停止理由別・端緒別）

アカウントの停止理由は、荒らし行為や違反行為となります。

判定結果	停止件数
アカウント停止	3097

対象期間：2026年1月23日～2026年3月31日

■ Q4-7: AIを用いた削除件数

削除理由	AI削除	AI未削除	合計
不明	0	1	1
個人情報の記載	908	5876	6784
業者からの宣伝	173	587	760
連続投稿	202	1728	1930
カテゴリ違い	977	5099	6076
その他	1227	12386	13613

権利侵害（本人・代理人ではない。）	0	0	
合計	3487	25677	29164

■ Q4-8:選任した専門員の専門性及び当該専門員に対する訓練の内容

専門性及び訓練内容	日本国内における弁護士資格保有者を専門員として選任しております。当該専門員は刑事・民事共に風評被害事案について豊富な知見を有しております。
-----------	---

■ Q4-9:日本語を理解するコンテンツモデレーターの数及びその者に対する訓練の内容

コンテンツモデレーター数	訓練内容
外部業務委託者含め延べ人数として20名	業務内容は詳細にマニュアル化しており、業務自体も平準化するよう訓練しております。

■ Q4-10:コンテンツモデレーションのための人的体制及び技術的措置についての定性的又は定量的な説明

人的体制及び技術的措置の説明
当社は、利用者が安心してサービスを利用できる環境を維持するため、人的体制及び技術的措置を組み合わせたコンテンツモデレーションを実施している。 人的体制として、投稿監視及び削除申出対応を担当し日本語を理解する専任又は兼任の審査担当者を配置し、法令、利用規約及び社内ガイドラインに基づき24時間365日体制で違法・有害情報への対応を行っている。 また、権利侵害、誹謗中傷、違法投稿等に関する知識向上を目的とした定期的な研修及び運用見直しを実施している。 技術的措置としては、投稿内容の監視支援システム、NGワード検知、通報管理機能、アクセスログ管理等を導入し、違法・有害情報の早期発見及び迅速対応に努めている。 さらに、利用者からの通報情報や対応履歴を分析し、監視精度及び対応品質の継続的改善を図っている。

■ Q4-11:法第26条第3項に基づく基準の変更の対象となった情報の種類

情報の種類
該当なし

■ Q4-12:法第26条第4項の資料を作成し公表している場合には、その公表の方法

公表している場合とその公表方法
該当なし

第5号：同条第1号～第4号事項の自ら行った評価（2025年度）

- 【法第28条第5号関連】
- Q5:自己評価

項目	# 自己評価
削除申出方法の自己評価	当社は、利用者が違法・有害情報に関する削除申出を容易に行えるよう、専用フォーム及び問い合わせ窓口を整備し、申出手順の明確化に努めている。 2025年度においては、入力項目や案内表示を見直し、利用者が侵害類型や対象投稿を特定しやすい構成へ改善した。 また、利用者数が最も多い日本語による受付及び対応を継続し、利用者負担の軽減を図った。一方で、複雑な案件では必要資料の追加提出を求める場合があり、利用者から手続負担に関する意見も確認された。 今後は、説明内容の更なる簡素化や、申出状況を確認できる仕組みの改善を通じ、透明性及び利便性の向上を継続的に進める必要があると評価している。
侵害情報送信防止措置の実施状況の自己評価	当社は、法令、ガイドライン及び社内基準に基づき、違法・有害情報に対する送信防止措置を適切に実施した。 2025年度は、権利侵害や違法情報に関する通報件数の増加に対応するため、審査フローの標準化及び優先度分類を実施し、重大案件への迅速な対応体制を強化した。 また、人的審査と自動検知技術を組み合わせることで、一定の対応速度及び精度を維持した。 一方で、文脈依存性の高い表現や、適法性判断が難しい案件については、対応までに時間を要するケースも存在した。 全体として、送信防止措置は概ね適切に運用されたと評価しているが、審査精度の向上及び再発防止施策の強化が今後の課題である。
「理由」「やむを得ない理由」等の粒度の自己評価	当社は、送信防止措置を実施した際、申請者に対して可能な範囲で措置理由を説明する運用を行った。 2025年度は、通知文面の統一化及びカテゴリ分類の整理を進め、利用者が措置理由を理解しやすいよう改善を図った。 一方で、個別事案の特性や関係者保護の観点から、説明内容が抽象的になるケースがあり、申請者から十分な説明ではないとの指摘を受ける場合もあった。 全体として、一定の透明性は確保できているものの、説明の具体性と安全配慮の両立について、更なる改善余地があると評価している。
日本の利用者に関する送信防止措置のための人的・技術的体制の自己評価	当社は、利用者に関する送信防止措置を適切に実施するため、利用言語として最も多い日本語対応可能な審査担当者の配置及び監視体制の整備を継続した。 2025年度は、違法・有害情報への対応件数増加を踏まえ、担当者向け研修及び 에스캐レーション手順の見直しを実施し、判断品質の均一化を図った。 また、自動検知システムを活用し、一定の効率化及び迅速化を実現した。 そして、新たな表現形態やボット対策、生成AIを利用した投稿への対応については、技術的検知精度に課題が残るも一定以上の成果を上げることができた。 全体として、人的・技術的体制は一定水準を維持しているが、継続的な人材育成及び技術更新が必要であると評価している。
法第26条第1項に基づき公表した送信防止措置の実施に関する基準の内容の自己評価	当社は、法第26条第1項に基づき公表した送信防止措置の実施基準について、日本の法令及び社会的要請を踏まえた内容となるよう整備した。 2025年度は、違法・有害情報を巡る社会状況や運用実績を踏まえ、基準文書の整理及び記載内容の明確化を行った。 また、利用者にとって理解しやすい表現への修正を進め、公開情報の透明性向上に努めた。 一方で、基準の抽象性が高い部分については、申請者から具体的判断基準を求める意見も確認された。 全体として、基準内容は一定の合理性及び透明性を有しているものの、運用事例の公表やFAQ拡充等を通じた補足説明の強化が今後の課題である。
日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況の自己評価	当社は、利用者に関する違法・有害情報への対応について、法令、ガイドライン及び社内基準に沿った送信防止措置を実施した。 2025年度は、通報案件の対応として、日本語による審査及び通知対応を継続し、一定の対応品質及び処理速度を維持した。 また、重大性の高い案件については優先的に審査を行う運用を整備し、利用者保護の強化を図った。 一方で、案件数増加や内容の複雑化に伴い、必要資料の追加提出を求める場合など一部案件では審査期間が長期化する傾向も見られた。 全体として、申請者に対する送信防止措置は概ね適切に実施されたと評価しているが、対応速度及び判断精度の更なる向上が必要である。
大規模特定通信役務上に流通する違法・有害情報の流通状況の自己評価	2025年度において、当社サービス上では、権利侵害、詐欺的行為、誹謗中傷その他の有害情報が継続的に確認された。 特に、詐欺的行為や闇バイト情報などの投稿や、短時間で拡散する投稿など、従来型の監視手法のみでは十分な対応が難しい案件も一部見られた。 一方で、自動検知技術及び利用者通報を組み合わせた監視体制により、重大性の高い違法・有害情報については一定程度の抑止及び対応を実現した。 全体として、違法・有害情報の流通リスクは依然として存在しているものの、監視体制及び送信防止措置の継続的改善により、利用者保護及びサービス健全性の維持に努めていると評価している。

第6号：自己評価項目にかかる評価基準（2025年度）

【法第28条第6号関連】

■ Q6: 評価基準

基準項目

自己評価項目に係る評価基準について以下を心掛ける。

- ・削除申出の容易性
- ・送信防止措置の迅速性・適切性
- ・理由通知の明確性
- ・人的・技術的体制の整備状況
- ・公表基準の透明性
- ・日本国内利用者対応の実効性及び違法性の有無の確認
- ・有害情報の抑止状況

を評価基準として実施した。

また、

評価項目については、

（受付導線、審査運用、通知内容、監視体制、社内基準、対応件数及び再発防止施策）等を対象とし、継続的改善の観点から総合的に判断し検証している。